

## 総会議事録（第4回）

1 開催日時 令和3年7月27日（火）14時00分～

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（34名）

○農業委員（17名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳  
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子  
10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真  
15番 寺坂 哲郎 17番 山田 武人 18番 山口 和夫 19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 原 正人 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治 5番 井上 秀明  
6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之  
11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎 14番 瀬戸口裕子  
15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 鳥越 優 18番 梶原 茂  
19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（1名） 16番 川本 康代

○農地利用最適化推進委員（2名） 2番 平山 清孝 10番 川副 博司

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規程による通知報告の件  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件  
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件  
第5号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件  
第6号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件  
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件  
第8号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件  
報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件

6 事務局 局長 平地 俊夫  
課長補佐 西浦 公治  
職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

## 1 開会

### ○事務局長

ただいまから「令和3年度第4回農業委員会定例総会」を開会いたします。

## 2 会長挨拶

## 3 議事録署名人指名

### ○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

### ○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

16番農業委員、2番推進委員、10番推進委員から欠席の届出がっております。

### ○会長

次に、本日の議事録署名人を、4番農業委員、15番農業委員にお願いします。

## 4 議事

### ○議長

それでは、1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

### ○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番竹松小路口本町の農地、地目 畑、合計面積101㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第3号議案、9番竹松と関連があります。

2番竹松 小路口本町の農地、地目 畑、面積431㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第3号議案、9番竹松と関連があります。

3番松原 松原本町の農地、地目 田、面積1,010㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第3号議案、14番松原と関連があります。

### ○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<質問なし>

○議長

それでは次に、2 ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番三浦、西部町の農地、地目 田、面積1,328㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、当該地を以前から耕作していた譲受人が取得するものであります。誓約書によると、米を栽培する計画で、反当り300kgの収穫見込みとなっております。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この土地はですね、20年ぐらい前からですね、譲受人がずっと借りられて田を作られていたんですけど、今年になって所有権を移転したいということで、申し込みがありまして、現地を見させていただきました。立派な田んぼになっております。別段問題ないかと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番三浦は許可することとします。

続いて2番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、面積536㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が利用者の機能訓練及び就労支援として、農業に従事させるため譲り受けるものであります。誓約書によると、栗を栽培する計画で、反当り200kgの収穫見込みとなっております。なお、本件は、農地法第3条第2項及び農地法施行令第2条に基づく農地の権利移動の不許可の例外に該当するものであります。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

これは、この前の地続きですね。栗山の道になってます。別に全く問題ないと思います。先ほど言われた農地法3条の適用除外を説明してもらえれば、非常に助かるんですけど。

○事務局

農地法の例外の規定で、本来であれば、法人は農地所有適格法人とかでなければ、農地の取得保持ができないんですけども、例外として、教育関係だとか社会福祉法人ですね、非営利目的の法人がそういう教育目的とか社会福祉法人目的で取得する場合は、例外的に農地の取得が認められるということになっております。

○議長

2番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○会長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番鈴田は許可することとします。

続いて3番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、合計面積2, 123㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、当該地を以前から耕作していた譲受人が取得するものであります。誓約書によると、米を栽培する計画で、反当り300kgの収穫見込みとなっております。

○議長

それでは、3番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

昨日ですね、4人で見てきました。自然のいいところで、きれいに植えてありました。これを今度はもう、自分が買って作りたいという申請が出ております。特に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願いします。

○議長

3番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番萱瀬は許可することとします。

続いて4番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、立福寺町の農地、地目 田、面積2,672㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものであります。誓約書によると、水稻を栽培する計画で、反当り400kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここの現地はですね、去年ちょうど7月の水害で水がかぶったところで、双方の方は農家同士で譲り受けて、もう現在、田んぼは植付けておられますので、何も問題ないと思って判断しましたので、皆様の審議をよろしくお願いします。

○議長

4番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番福重は許可することとします。

次に、3ページ、第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」

1番大村、玖島2丁目の農地、地目 畑、面積141㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、申請者が家財用の倉庫を設置するため転用申請をするものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。被害防除計画では、現状のまま利用となっています。雨水は自然流下、汚水・生活雑排水発生しないとなっています。周辺には農地はありません。資金に

については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはほとんど住宅地区ですね。それで、もう隣接の農地はありません。家の東側に畑があって、小さな倉庫を造るということで、何ら問題ないと思います。排水も問題ないと思います。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番大村は許可相当とします。

続いて、4ページ、第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積914㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が特定建築条件付き土地として、2区画を定住希望者に提供するとして、転用申請を提出するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土0.5m、擁壁を設けるとなっています。周辺には、農地はありません。雨水排水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいまご説明の場所はですね、4、5年前から転用が盛んに行われているところでございます。アパートに建売、それから戸建、駐車場とですね、もう農地はほとんどございません。あと1ヶ所ですね、500坪ぐらいの土地があるんですけど、これも転用がかかるんじゃないかと私は思ってるんですけど。ここは、雨水に関しては水路に流すということで、公

共下水道ですけど、ここは農村集落排水でございます。ここは都市下水道っていうとですね、今村の大部分、溝陸町、さつき台町の3町がですね、県営バスの諫早営業所がある手前に、諫早、西諫早処理場がございます。そこに接続されております。ということで、汚水雑排水についても、特に問題ないと思いますので、皆様の審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番三浦は、許可相当とします。

お諮りします。続いて、2番三浦を議題としますが、本案件は6ページ第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番三浦と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番三浦、第4号議案1番三浦は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番三浦、日泊町の農地、地目 畑 現況は雑種地、面積1,996㎡、賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。契約は賃貸借です。

本件は、当初転用者が平成21年7月22日から平成24年7月21日まで一時転用の許可を受け、資材置場として利用していました。その後、平成24年7月22日以降、転用期間を過ぎても転用を実行しており、また、平成27年10月1日からは今回の賃借人が事業継承し、そのまま利用している状況でした。そこで今回の賃借人が資材置場として今後も利用するということで、2番三浦で簡易追認相当の転用申請と、第4号議案1番三浦で追認の計画変更申請書を提出するものです。なお、県からは簡易手続き相当の違反案件の基準に該当し、追認計画変更承認相当と判断するとの通知があります。

県の簡易手続きの判断の根拠としましては2つありまして、一つ目は、周辺農地の営農に支障がないものということ、二つ目は、農地法第5条第2項各号に掲げる規定のいずれにも該当しないということとあります。また、追認計画変更承認相当と判断に至ったその他の事由として、違反による周辺農地の営農に支障がないことと、当該地は現在第2種農地と判断されているという2つが挙げられています。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、被害防除は施工済みで、現状のまま利用するとなっています。周辺には南西側に農地があります。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に接続するとなっています。資金については、追認なので発生しないとなっております。

○議長

それでは、2番及び第4号議案1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局より説明があったとおりでございます。24日に4名で現地確認に行きまして。周りにはフェンスを張っており、他の農地はあるんですけど、荒れたような、周りに影響はなくて、それで、私たちが農業委員になる前からここは違反転用だということで今まで来ました。皆様のご意見があられましたら、お願いしたいと思います。以上です。

○議長

2番三浦及び第4号議案1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

○委員

違反転用と言われましたか。農業委員の人が知らないのにいつの間にかなっていると。

○委員

就任以前から違反転用だということを聞いていたんです。

○議長

これは先ほど事務局から説明があったようにですね、平成21年から24年までの一時転用ということで出してあったわけですが、その後、そのままになって、何回もですね、違反転用ということで、三浦の当時の農業委員さんから上がってきてるわけですが、地主といいますか、この方がもう全然、今までいくら事務局から出されても、放置されていたわけです。それが今回、ようやくこのような形になったわけです。

○委員

やっぱりちょっとずさんですね。

○議長

ずっと警告はしてあるわけですよ。

それでは、議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番三浦は、許可相当とし、第4号議案1番三浦については承認相当とします。

続いて3番三浦、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番三浦、西部町の農地、地目 畑、合計面積 475㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するために転用するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺に、隣接する農地はありません。資金については、住宅ローン仮申込結果のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、3番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいま事務局から説明があったとおりです。譲受人はですね、今、娘さんと同居されておりまして、今度、隠居したいみたいな感じですね、家の真下にですね、家を建てられるそうなので。雨水はもう水道放流と、汚水はもう公共下水道に流すということで、それと、周辺には農地はありませんので、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

3番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番三浦は、許可相当とします。

続いて4番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番鈴田、陰平町の農地、地目 畑、面積 322㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当いたします。

被害防除計画では、盛土1.9m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は浸透枡を利用し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には北側に農地があります。資金については、残高証明書及び住宅ローン保証会社の事前審査結果のご連絡を確認しております。

○議長

それでは、4番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

24日に現地の確認に行ってきました。そこには今まで、家庭用の野菜をですね、作っていらっしゃるところで、今もすいかを植えてありました。この土地の下の段にも農地があるわけなんですけど、ここ自体が畑なので、水利の問題もありませんし、下水もその市道の方に通ってますので、何の問題もないと思って見てきました。審議のほどをお願いします。

○議長

4番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番鈴田は、許可相当とします。

続いて5番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番大村、木場1丁目の農地、地目 畑と田、合計面積 371㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土0.7m、土留め工事をするとなっています。雨水排水は既存側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、東側以外に農地があります。資金については、住宅ローン借入手続きのご案内を確認しております。

○議長

それでは、5番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明がありましたけど、ここはもうずっと、以前からよく管理をしておられてですね、もうそばはアパートが建っております。ここはですね、雨水排水もですね、この辺りも全部側溝とか下水道に繋がれており、問題ないかと思っております。そして、周辺の農地はですね、すべて所有者の土地でございますので、何ら迷惑はかからないかなと思います。以上です。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

5番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、5番大村は、許可相当とします。

続いて6番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番大村、木場2丁目の農地、地目 畑、面積 44㎡、賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。契約は賃貸借です。本件は、賃借人が倉庫を建築し貸倉庫として利用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、コンクリートブロック壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、南西側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、6番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この申請地はですね、高速の脇の道の下になります。水路も前にあって、小さい倉庫を建てるとということで、倉庫は、100メートルぐらい下の方が借りるという賃貸の契約を持ってるという説明書きがあつてますので、歩いて来られると思いますが、周りにはもう大した農地もなく、いいかなと思っておりまして、見てきました。皆様の審議をよろしく申し上げます。

○議長

6番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、6番大村は、許可相当とします。

続いて7番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、竹松本町の農地、地目 宅地と畑 現況は全て畑、合計面積 740.45㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地3区画

を造成するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、南西側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局が今、説明されましたとおりでございますけど、場所は、もう農地が周辺になく、道に面して公共の下水道も整備されておりますので、何ら問題はないと思います。この辺は、ここ2、3年のうちにかなり農地が宅地になってしまっておりますので、ほとんど農地がないという状況です。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、7番竹松は、許可相当とします。

お諮りします。続いて、8番竹松を議題としますが、本案件は6ページ第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」2番竹松と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、8番竹松、第4号議案2番竹松は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑 現況は雑種地、面積274㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲渡人が昭和54年1月に自己住宅を建築するとして転用許可を受けていたが、諸事情により実行されないまま現在に至っているものを、今回譲受人が自己住宅を建築するということで、8番竹松で転用申請と、第4号議案2番竹松で計画変更申請書を提出するも

のです。都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当いたします。

被害防除計画では、盛土0.1～0.15m、切土0.1～0.2m、既存の擁壁を利用し、建物の高さを加減するとなっています。周辺に農地はありません。雨水排水は既存側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。資金については、住宅ローン仮審査結果通知書を確認しております。

○議長

それでは、8番及び第4号議案2番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地はですね、前が市道で、横が堤に登る道ということで、北側が宅地ですか。東側も宅地ということで、もう全部、農地は周りにないということですね。影響はないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

8番竹松及び第4号議案2番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、8番竹松は、許可相当とし、第4号議案2番竹松については承認相当とします。

続いて、5ページ、9番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、小路口本町の農地、地目 畑、合計面積 532㎡、実測面積534.58㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、駐車場26台分を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、本案件は、報告第1号1番、2番竹松で合意解約した農地と関連があります。

被害防除計画では、盛土0.4m、既存防護柵を利用するとなっています。雨水は自然流下及び既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、雑種地って左の方にありますけども、あそこの方にですね、住宅のアパートの駐車場となってる部分と、下の方の宅地としてあるところもですね、駐車場兼通路になっております。この土地が、右は市道、上は道として囲まれていてですね、そこが駐車場になるということですので、何も問題はないと思ってますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

9番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、9番竹松は、許可相当とします。

続いて10番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、黒丸町の農地、地目 田、面積 1,325㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が共同住宅2棟を建設するために転用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、当該地は田越しの水利関係がありまして、2つの水利組合との協議を経て、それぞれ同意書をいただいています。

被害防除計画では、盛土0.4m、防護柵を設けるとなっています。雨水排水は既存道路側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、北側、東側、南側に農地があります。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この申請が出る前ですね、地元の水利組合の角田井堰ってところの関係者の方からですね、1回出てきて現場を見て欲しいっていう、2ヶ月ぐらい前だったと思いますけども、ここが宅地になった場合の雨水の水路として、角田井堰の方に流すというようなことで聞いてると、それでは困るということですね、どう思ってたんで、言われたんですけども、まあ心配はわかるけどねというような感じで聞いてたんですけど、それは我慢しなさいとか何とかも何も言ってなかったんですけど。しかし、この書類を見た時にですね、開発協議をされて、そして、角田井堰の水利組合と沖田の水利組合の同意書も取ってあるしですね。それと、大体下の道路の右側に、下の方には田越しで田んぼの水が落ちてたんですけども。その田越しの水もですね、横の方をですね、道路との間隔をちょうど今の写真のですね、道路

と、ちょっと赤線がありますよね。あそこに田越しの水の水路を造るということですね、たぶんオーケーされたんだろうと思います。最初、私も見た時に、何でこれだけ残してされたのかなあということも思ったんですけども、だけど、先々では、今の下の段の奥の方ですけども、売主の土地がまだ残ってますし、先々ここを開発されていくためかなあと思って見てますけどですね。だけど、こういうふうにして水利組合の了解を取ってあって、開発されるってことは、別に何も問題はないと思います。よろしくお願いします。

#### ○議長

10番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

#### ○委員

今、委員から説明がありました。あそこはですね、沖田と角田井堰とありますけど、持ち主のところは沖田井堰でございます。それで、その水を角田井堰の方に流させてくれるというさっきの説明ですけど、角田井堰の方は、宅地がいっぱいできてますので、先では、水がいっぱいになって、排水ができなくなるんじゃないかと問題になっております。昨日まで3回ぐらい、角田井堰とその周辺の方と話し合いがあったんですけど、下の海まで200メートルぐらい、その水路が小さい水路でございますので、先々はこれは問題になるんじゃないかという、市の方をお願いして、もう少し水路を広くしてもらわなければいけないんじゃないかと皆で判断して来ました。一応、そういうことです。

#### ○委員

ここで了解の文書を出していますよね。そういうことで、この問題に関して、一応、両方の水利組合はオーケーしたわけですよね。また、今後というのは、たぶんですね、言われたように、角田井堰の方がですね、あんまり立派な井堰じゃないんですよ、草ぼうぼう生えたところですね。その先に1軒家があるもんだから、その心配もされたんですけども、そこら辺を了解のもとで開発協議も開催されて、了解されたんだろうとこっちは解釈して、問題ないと意見を言ったんですけどね。

#### ○委員

要望した方がいいんじゃないかと。ここの関係者の中ではですね、下の方からずっと広がってこなければ、あそこのあたりは、黒丸は住宅地域になってしまっていますもんね。今のうちから広げといた方がいいんじゃないかという皆さんのご意見でした。そういうことです。

#### ○事務局

本件の申請については、委員がおっしゃいましたとおり、もう二つの水利組合の同意も得ているということで、農業委員会の審査としては、そういうことで問題ないというお話をいただいておりますけれども、今後の話ですよ。宅地とかが周辺に広がってというところになりますので、その辺りについては、土地開発協議会のメンバーで水路関係とかの調整をしま

す担当課の方に、農業委員会総会でこういう意見が出ましたということで、補足で伝えておきたいと思います。

○議長

よろしいでしょうか。他に皆様から何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、10番竹松は、許可相当とします。

続いて11番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番福重、今富町の農地、地目 田、面積 618㎡、併用地を含めた合計面積 1,781㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が事務所1棟及び駐車場26台分を建設するために転用するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.5m、土留め工事を行い、擁壁を設けるとなっています。また、建物は緩衝地を設ける建築するとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、西側以外に農地があります。資金については、残高証明書及び融資証明書を確認しております。

○議長

それでは、11番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、南側に農地がありますけれども、これはもう譲渡人の農地ということで、承諾されております。それから、この地図で道とありますけど、ここの横に水路があります。その下の水路もですね、生かしたまま、水路の下をほがして、雑排水を公共下水道に流すというところまで話が進んでるそうですので、何ら問題ないんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長

11番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、11番福重は、許可相当とします。

続いて12番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番福重、皆同町の農地、地目 畑と田、合計面積 691㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が事務所及び工場を各1棟建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土1.0m、擁壁を設け、法面保護をしております。また、建物を建築する際には緩衝地を設けるとしております。雨水排水は浸透柵を設置し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続しております。周辺には東側に農地があります。資金については、残高証明書及び融資証明書を確認しております。

○議長

それでは、12番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から言われたとおりですけど、東側に農地がありますが、これはお父さんの土地でありまして、周りは宅地ばかりで、何も問題はないと見て参りました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

12番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、12番福重は、許可相当とします。

続いて13番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

13番福重、皆同町の農地、地目 畑、面積 380㎡、併用地を含めた合計面積 406.76㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1～0.4m、土留め工事をしております。雨水排水は既存側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続しております。周辺には、南側に農地があります。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、13番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここもですね、周りが宅地ばかりで並んでいるところですけど、南側に土地がちょっと残るということですけど、これも父親の土地になりますので、何ら問題はないと見て参りました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

13番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、13番福重は、許可相当とします。

続いて、14番松原、事務局から説明をお願いします。

○事務局

14番松原、松原本町の農地、地目 田、合計面積2,322㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、分譲宅地10区画を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、本案件は、報告第1号3番松原で合意解約した農地と関連があります。

被害防除計画では、盛土0.4～0.7mとなっています。雨水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。周辺には、道路を挟んで南東側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、14番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

7月25日に委員4人で現地確認いたしました。現地はご覧のとおり、4面を道路と宅地と雑種地、これは工場用地ですが、に挟まれたところ。特に問題はないということでございました。偶然にも所有者の方とお話をする機会がありまして、本来、ここは水利権がない土地でございまして、深井戸を掘って取水をしてたそうですが、隣に更に深井戸を掘られて取水ができなくなって、さらに満潮時にはですね、海水が流入するという条件の中で、作物が作れないということで、もう10年ぐらい草刈等だけで維持をしてたということで、シルバー人材センターで年に20万ぐらい払ってたらしいです。そういうことですね、問題ないんじゃないかと思えます。農地については、右側に繋がってるところがございまして、凶面の右端に排水路が流れております。これは、そのまま河川に排水されておりますので、従来の農地には何も問題ないんじゃないかと思えます。松原地区は、特に人口減少が激しい

ところでございまして、こういうふうな条件の悪い農地、或いは需要のある農地については、守るべき農地は守っていきましても、転用申請が出たものについては、十分調査のうえ、許可をしていこうというのが、4人の意見でございました。以上、報告を終わります。よろしくをお願いします。

○議長

14番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、14番松原は、許可相当とします。

続いて7ページ、第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。1番三浦、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」1番三浦、今村町の農地、地目 畑  
現況 原野、面積0.83㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、原野化しているとなっています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほどですね、5条1番の申請地があったところより20メートルぐらい南東側に下ったところになります。ここはですね、先ほどの譲渡人と同じ名義でありました。その前にですね、5ヶ月ぐらい前に駐車場の件が、5条の申請があったと思いますけど、その当時ですね、この方ですね、お父様の名義だったと思います。その方がですね、4ヶ月ぐらい前に他界されまして、この方はその方の次女であります。たぶんですね、そこと駐車場の土地があって、ここはですね、市道拡幅のためにたぶん飛び地になっていたんじゃないかと思っています。現況を見ますと、雌竹が生えております。面積的には0.83㎡ということで、市道の土手でもありますし、非農地が妥当じゃないかと判断しました。よろしくをお願いします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に2番三浦、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番三浦、今村町の農地、地目 畑 現況 山林、面積1,117㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、山林化しているとなっております。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、農振地域じゃなかったですかね。この方がですね、もうご高齢になられてですね、もう農業をリタイアされております。水田もあるんですけど、認定農業者に貸しておられます。ここは3年ぐらい前ですか、私がA分類からB分類にしたんですけど、農振地域はなかなか非農地化されないんですよ。そういうことで、今度申請が上がったんじゃないかと思えます。4人で見に行きまして、もう結構山林化していますので、非農地が妥当だと判断して参りました。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

○議長

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、8ページ、第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番三浦 今村町の農地、地目 田と畑、合計面積10,992㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。なお、本件は経営移譲年金に関する利用権の更新となります。

申込者は水稻、普通野菜、みかんの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番西大村 古町1丁目の農地、地目 畑、面積2,508㎡、貸付申込者及び借入

申込者は記載のとおりです。

申込者はブロッコリーの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第6号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○会長

それでは、第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第6号議案は、承認することとします。

続いて、9ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、10ページ、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第8号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第7号議案1番大村、第8号議案1番大村、東大村1丁目の農地、地目山林 現況は畑、合計面積8,392㎡のうち7,897㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は飼料作物の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第7号議案2番萱瀬、第8号議案2番萱瀬の一部、黒木町の農地、地目田 現況は畑、合計面積948㎡、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんと普通野菜の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3行目、第7号議案3番萱瀬、第8号議案2番萱瀬の一部、黒木町の農地、地目田 現況は畑、合計面積1,555㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は野菜の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第7号議案については、承認することとし、第8号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、11ページ、報告第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から報告願います。

○事務局

報告第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件」、1番福重、皆同町の農地、地目 畑、面積293㎡、使用貸人、使用借人は記載のとおりです。

本件は、使用借人が自己住宅を建築予定で令和3年1月15日許可を得たものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消しを申請するものです。

事務局としては、許可取消が適当であると判断し、農業委員会会長専決にて県あて進達し、承認されていることを報告します。

○議長

それでは報告第2号について、何かご質問はありませんか。

<質問なし>

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。